

## 京都市立学校・幼稚園の保護者の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた一斉臨時休業について

#### 1. 臨時休業の経過

本市では、政府からの学校の一斉臨時休業の要請を受けて、3月2日（月）から4日（水）までは、臨時休業期間における子どもたちの生活・学習等の準備とともに、保護者の皆様への御説明、各御家庭での準備期間として、3月5日（木）から全校で臨時休業を実施致しました。また。その後、春休みを経て、新学期当初は、子どもたちにとって、新しい担任や友だちと共に、新しい環境で学校生活に臨む極めて重要な時期であることから、4月6日の中学校等の始業式から順次、教育活動を再開する予定でしたが、本市を含む全国的な感染者の大幅な増加傾向から、始業式、入学式、新担任との顔合わせ等を済ませた後の4月10日（金）から5月6日（水・祝）まで、全校で一斉の臨時休業に入っておりました。

そうしたところ、4月16日（木）には、全国に5月6日までを期限とする「緊急事態宣言」が発出され、その宣言の期限が迫る中、本市の感染状況は、なお予断を許さない状況が続いていることから、國の方針が示されてない段階ではありますが、4月28日（火）に、5月17日（日）まで一斉臨時休業を延長することと致しました。

これは、5月7日（木）以降の対応をなるべく早く保護者や児童生徒等にお知らせし、仕事等の調整や子どもたちの家庭での過ごし方の準備をして頂く必要があることや、学校においても、5月17日までの学習課題の準備等になるべく早く着手して頂く必要があると判断したものです。その後、5月4日に國の「緊急事態宣言」が5月31日（日）まで延長されたこと等を受け、本市の一斉臨時休業も5月31日（日）まで延長することと致しました。

#### 2. 家庭学習等の取組

この度の臨時休業期間の延長に伴い、3月5日からの休業期間が3ヵ月に及びます。

この措置は、子どもとそのご家族、市民や教職員の皆様の命と健康を守るために、やむを得ない措置ではありますが、子どもたちにとって、新しい環境で学校生活に臨み、一年間の見通しを立てる大事な時期である4月、また、各学年の学習等が本格化する5月に臨時休業とせざるを得ない状況は、子どもたち一人一人の豊かな学びと育ちにとって大きな課題であると受け止めています。

こうした中、本市では、これまで以上に、子どもたちの家庭学習の充実と心身の健康状態の把握等に努めるため、5月17日（日）までを「家庭学習の充実」期間、5月18日（月）から31日（日）までを「教育活動の再開に向けた準備」期間と位置付け取り組んで参ります。

小・中・義務教育学校では、4月・5月に学習する予定の教科書に準拠した家庭学習の課題をお届けし、週1回程度、家庭訪問や電話等により、子どもたちの健康状況や学習課題の進捗等の確認と指導をさせて頂きます。

また、4月に引き続き、5月18日（月）からKBS京都テレビで「特別教育番組」を放送するとともに、感染防止対策を徹底したうえで、ご希望に応じ、「学習相談・面談」の機会を設けたり、出席は任意の学級や学年単位の「登校日」を設けたりして、教育活動の再開に備えて参ります。

幼稚園や高等学校、総合支援学校でも、それぞれの校園種の特性を踏まえつつ、各校園と御家庭とが連携し、児童生徒等の状況把握と、御家庭との相談等に取り組むことといたします。

こうした取組を通して、本市におきましては、今後とも、子どもたちの学習の保障や心身の健康の保持に向け取り組んで参ります。

保護者の皆様には、この度の一斉臨時休業の延長に伴い、引き続き大きな御負担をおかけすることになりますが、御理解と御協力を頂きますようお願い申し上げます。